

柳井市公共施設等総合管理計画 個別施設計画

〔 公 園 〕

令和3年3月
令和5年3月改訂
令和6年3月改訂
令和7年3月改訂

本計画は、令和2年3月31日時点の固定資産台帳に掲載された施設を対象としています。したがって、経過年数は令和元年度を基準に算定しています。

1 対象施設の現況

(1) 対象施設の劣化状況

表1 劣化状況

No.	施設名	所管課	建築 年度	経過 年数	耐用 年数	構造	延床面積 (㎡)	健全度 (点)	備 考 (複合化状況等)
1	稲荷山公園	商工観光課	S25 (不明)	69	34	CB	4.52	43	便所 令和6年12月5日解体
2	余田名合公園	商工観光課	S48	46	34	CB	6.64	53	便所 令和5年8月18日解体
3-1	石井ダムパーク	経済建設課	H7	24	17	W	64.20	100	東屋
3-2		経済建設課	H7	24	17	W		100	東屋
3-3		経済建設課	H7	24	17	W		75	展望台
3-4		経済建設課	H7	24	17	W		93	六角堂
3-5		経済建設課	H7	24	24	SL		84	便所
3-6		経済建設課	H7	24	24	SL		77	便所
4	石井農村公園	経済建設課	H2	29	15	W	3.00	77	便所
5	柳井北部農村公園	経済建設課	H9	22	24	SL	9.60	84	便所
公 園 計							87.96 81.32 76.80		令和6年3月改訂 令和7年3月改訂

注) 建物の構造について略称で表記しています。

W: 木造 S: 鉄骨造 SL: 軽量鉄骨造 RC: 鉄筋コンクリート造 SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート造 CB: コンクリートブロック造

(2) 対象施設の利用状況

表2 利用状況

No.	施設名	所管課	施設の利用状況(人)		増減率(%)	備 考
			平成26年度	平成30年度		
1	稲荷山公園	商工観光課	—	—	—	令和6年12月5日解体
2	余田名合公園	商工観光課	—	—	—	令和5年8月18日解体
3	石井ダムパーク	経済建設課	363	336	△ 7.4	利用者数
4	石井農村公園	経済建設課	0	0	0.0	利用者数
5	柳井北部農村公園	経済建設課	3,126	2,906	△ 7.0	利用者数
公 園						

2 対象施設の評価

表3 評価一覧

No.	施設名	所管課	ハード 評 価	ソフト 評 価	施 設 評 価	
1	稲荷山公園 (便所)	商工観光課	B	B	④	令和6年12月5日解体
2	余田名合公園 (便所)	商工観光課	B	B	④	令和5年8月18日解体
3-1	石井ダムパーク (東屋)	経済建設課	A	B	②	
3-2	石井ダムパーク (東屋)	経済建設課	A			
3-3	石井ダムパーク (展望台)	経済建設課	A			
3-4	石井ダムパーク (六角堂)	経済建設課	A			
3-5	石井ダムパーク (便所)	経済建設課	A			
3-6	石井ダムパーク (便所)	経済建設課	A			
4	石井農村公園 (便所)	経済建設課	A	A	①	
5	柳井北部農村公園 (便所)	経済建設課	A	B	②	
公 園						

3 現状と課題（策定時時点）

公園施設5施設（便所、東屋等）のうち、既に耐用年数を超えている施設は4施設あり、老朽化が進んでいます。

利用状況調査においては、指標を設定できない施設もありますが、利用者数は減少傾向にあります。

公園施設の利用状況や現況を考慮し、一部施設については本計画期間内に除却等を進め、引き続き使用する施設は適切な維持管理を継続する必要があります。

4 取組方針と対策費用

表 4 取組方針と対策費用

No.	施設名	所管課	取組方針	対策費用 (千円)	内 容
1	稲荷山公園 (便所)	商工観光課	継続 廃止	3,553	適切な維持管理を実施。廃止を検討。除却 令和6年12月5日解体
2	余田名合公園 (便所)	商工観光課	廃止	3,036	廃止後、譲渡、除却等を行う。除却 令和5年8月18日解体
3-1	石井ダムパーク (東屋)	経済建設課	継続	1,222	適切な維持管理を実施
3-2	石井ダムパーク (東屋)	経済建設課			
3-3	石井ダムパーク (展望台)	経済建設課			
3-4	石井ダムパーク (六角堂)	経済建設課			
3-5	石井ダムパーク (便所)	経済建設課			
3-6	石井ダムパーク (便所)	経済建設課			
4	石井農村公園 (便所)	経済建設課	廃止	137	除却
5	柳井北部農村公園 (便所)	経済建設課	継続	454	適切な維持管理を実施
公園計				1,813 4,849 8,402	令和5年3月改訂 令和6年3月改訂

補 記

●令和5年3月改訂事項

- 公園No.2「余田名合公園」の内容中「廃止後、譲渡、除却等を行う。」を「除却」に改めました。また、対策費用を「3,036千円」としました。

●令和6年3月改訂事項

- 公園No.1「稲荷山公園」の内容中「適切な維持管理を実施。廃止を検討」を「除却」に改めました。また、対策費用を「3,553千円」としました。
- 公園No.2「余田名合公園」は、令和5年8月18日に解体しました。

●令和7年3月改訂事項

- 公園No.1「稲荷山公園」は、令和6年12月5日に解体しました。